

財務省告示第三百五十七号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す  
 る中途換金に係る個人向け国債を買入消却したの  
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。  
 平成十七年九月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	国債の名称	記号	総額 面金額の	総買入 価額の
	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）			
百二十五億 円千三	百二十五億 円千三			八千九百 円六十四 億九万三 千五百